

船舶インシデント調査報告書

令和2年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年6月5日 09時40分ごろ
発生場所	関門港 ^{ちまうぶ} 長府区 長府宮崎第2防波堤灯台から真方位161°120m付近 (概位 北緯33°59.6′ 東経130°59.9′)
インシデントの概要	プレジャーボートさい丸は、航行中、船外機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年6月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート さい丸、1.53トン
船舶番号、船舶所有者等	291-13903山口、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、航行中、船外機が突然停止し、運航不能となった。 本船は、船長が118番通報で海上保安庁に救助を依頼し、海上保安庁からの要請を受けて来援した漁船に ^い 航されて帰港した。 本船の船外機は、本インシデント後に機関整備業者が点検したところ、緊急停止スイッチに作動不良があり、同スイッチが交換された。 本船は、約1年半使用されていない。
分析	本船は、約1年半ぶりに使用されて航行中、船外機の緊急停止スイッチに作動不良を生じたことから、船外機が停止して運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、約1年半ぶりに使用されて航行中、船外機の緊急停止スイッチに作動不良を生じたため、船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・長期間使用されていない船外機を使用する場合には、機関整備業者等による点検を行った上で使用することが望ましい。